



三重県公報

平成30年3月23日(金)

第 2990 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
35	三重県公印規則の一部を改正する規則	(法務・文書課)	3
36	建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建築開発課)	3
37	三重県会計規則の一部を改正する規則	(出納局)	3
企業庁管理規程			
1	三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程	(企業庁)	7
2	三重県工業用水道事業保安規程の一部を改正する管理規程	(同)	10
病院事業庁管理規程			
2	三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程	(病院事業庁)	12
告 示			
201	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地域福祉課)	14
202	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	14
203	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	14
204	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(同)	14
205	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	15
206	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	15
207	ふ化業者の登録	(畜産課)	15
208	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治山林道課)	15
209	漁港管理者の指定の一部を改正する告示	(水産基盤整備課)	16
210	同件	(同)	16
211	漁港管理者の指定の変更	(同)	17
212	同件	(同)	17
213	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	17
214	同件	(同)	19
215	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	20
216	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	21
217	水防法の規定による洪水浸水想定区域等の指定	(河川課)	21
218	同件	(同)	21
219	同件	(同)	22
220	土砂災害警戒区域の指定	(防災砂防課)	22
221	同件	(同)	22
222	同件	(同)	23
223	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	24

224	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防 災 砂 防 課)	26
225	同件	(同)	28
226	同件	(同)	28
227	同件	(同)	32
228	都市計画事業の認可	(都 市 政 策 課)	34

訓 令

1	三重県法令審査会規程の一部を改正する訓令	(法 務 ・ 文 書 課)	34
2	三重県電子署名の実施に関する訓令の一部を改正する訓令	(同)	35
3	三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令	(同)	35

公 告

	農用地利用配分計画の認可	(担 い 手 支 援 課)	35
	土地改良区監事及び清算人の退任の届出	(農 地 調 整 課)	36
	三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	(漁 業 環 境 課)	36
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	37
	同件	(同)	37

規 則

三重県公印規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成三十年三月二十三日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十五号

三重県公印規則の一部を改正する規則

三重県公印規則（昭和三十二年三重県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号及び九号を次のように改める。

八 環境生活部廃棄物対策局長印

九 地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長印

第二条中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号から第十八号までを二号ずつ繰り上げる。

別表部長印の項中「健康福祉部」を「医療保健部 子ども・福祉部」に、「健康福

祉部（二）（三）」を「医療保健部（二） 子ども・福祉部（二）」に改め、同表健康福祉部医療対策局長印の項及び

健康福祉部子ども・家庭局長印の項を削り、同表地域連携部スポーツ推進局長印の項を次のように改める。

地域連 携部国 体・全 国障害 者スポ ーツ大 会局長 印	方三三	<table border="1"> <tr> <td>域・者ッ印</td> </tr> <tr> <td>地体害ー長</td> </tr> <tr> <td>県国障ー局</td> </tr> <tr> <td>重携国ポ会</td> </tr> <tr> <td>三連全ス大</td> </tr> </table>	域・者ッ印	地体害ー長	県国障ー局	重携国ポ会	三連全ス大	てん書	木	公文書用	地域連携部
域・者ッ印											
地体害ー長											
県国障ー局											
重携国ポ会											
三連全ス大											

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成三十年三月二十三日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十六号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十六年三重県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項第一号及び第二号中「令」を「政令」に改める。

第十五条第一項の表中「又は第十三項ただし書」を、「第十三項ただし書又は第十四項ただし書」に改める。

別表第二中「建築基準法」を「法」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県会計規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成三十年三月二十三日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十七号

三重県会計規則の一部を改正する規則

三重県会計規則（平成十八年三重県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項ただし書き中「第六条、第七条、第八条、第二百一十一条及び第二百二十七条」を「第七条、第八条及び第二百一十一条」に改める。

銀行等（支店）から（支店）までの銀行等「三菱東京UFJ銀行」と「三菱UFJ銀行」に当る。
 銀行等（支店）及び（支店）の銀行等

「

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
不 動 産	土 地	山 林	m ²	m ²
		何 々	m ²	m ²
	立 木		m ²	m ²
	何 々			
動 産	何 々			
有 価 証 券		千円	千円	千円
現 金		千円	千円	千円

を

備考 基金の種類ごとに記入すること。

」

「

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
不 動 産	土 地	何 々	m ²	m ²
		何 々		
動 産	何 々			
有 価 証 券		() 千円	() 千円	() 千円
現 金		() 千円	() 千円	() 千円

に当る。

備考 1 基金の種類ごとに記入すること。

2 () 内は出納整理期間を含めた額を記入すること。

」

第三十九号様式中

総務費
民生費
衛生費
農林水産業費
商工費
土木費
警察費
教育費
災害復旧費
一般会計計
小児センターあすなろ学園事業
港湾整備事業
流域下水道事業

を

一般会計計

に改める。

第四十七号様式真を次のように改める。

(裏)

条件

- 1 契約代金の支払時期及び方法
- 2 監督・検査
- 3 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における利息、違約金その他の損害金
- 4 危険の負担及び保証期間
- 5 瑕疵（かし）担保責任
- 6 契約の変更及び解除
- 7 売掛債権の例外措置
- 8 紛争の解決方法
- 9 その他契約の履行に必要な事項

(規格A4縦)

附 則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の三重県会計規則に規定する様式により作成した用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

企業庁管理規程

三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程を、ここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県企業庁長 山 神 秀 次

三重県企業庁管理規程第一号

三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁会計規程（平成十九年三重県企業庁管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三号様式（その一）中

事 業 収 益		
企 業 債		
補 助 金		
出 資 金		
工 事 負 担 金		
他 会 計 借 入 金		
固 定 資 産 売 却 代 金	を	
雑 収 入		に
過 年 度 未 収 金		
前 受 金		
預 り 金		
一 時 借 入 金		
そ の 他 収 入		

事 業 費 用		
建 設 改 良 費		
建 設 準 備 費		
企 業 債 償 還 金		
公 団 立 替 金 返 還 金		
他 会 計 借 入 金 返 還 金		
貸 付 金		
貯 蔵 品 購 入 代 金	を	
前 払 費 用		に 改 め る。
前 払 金		
過 年 度 未 払 金		
過 年 度 未 払 費 用		
預 り 金		
一 時 借 入 金 返 還 金		
そ の 他 支 出		

第三号様式（その二）中

事	業	収	益
企	業	債	
補	助	金	
出	資	金	
工	事	負	担
他	会	計	借
固	定	資	産
雑	収	入	
過	年	度	未
前	受	金	
預	り	金	
一	時	借	入
そ	の	他	収
入			

を

に

事	業	費	用
建	設	改	良
建	設	準	備
企	業	債	償
水	資	源	機
他	会	計	借
貸	付	金	
貯	蔵	品	購
前	払	費	用
前	払	金	
過	年	度	未
過	年	度	未
預	り	金	
一	時	借	入
そ	の	他	支
出			

を

に改める。

第1111号様式（第1）及び第1111号様式（第2）並びに様式「三菱東京UFJ銀行」と「三菱UFJ銀行」に改める。

第715号様式（第2）を次のように改める。

(裏)

条 件

- 1 契約代金の支払時期及び方法
- 2 監督・検査
- 3 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における利息、違約金その他の損害金
- 4 危険の負担及び保証期間
- 5 瑕疵担保責任
- 6 契約の変更及び解除
- 7 売掛債権の例外措置
- 8 紛争の解決方法
- 9 その他契約の履行に必要な事項

附 則

- 1 この管理規程は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この管理規程による改正前の三重県企業庁会計規程に規定する様式により作成した用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

三重県工業用水道事業保安規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県企業庁長 山 神 秀 次

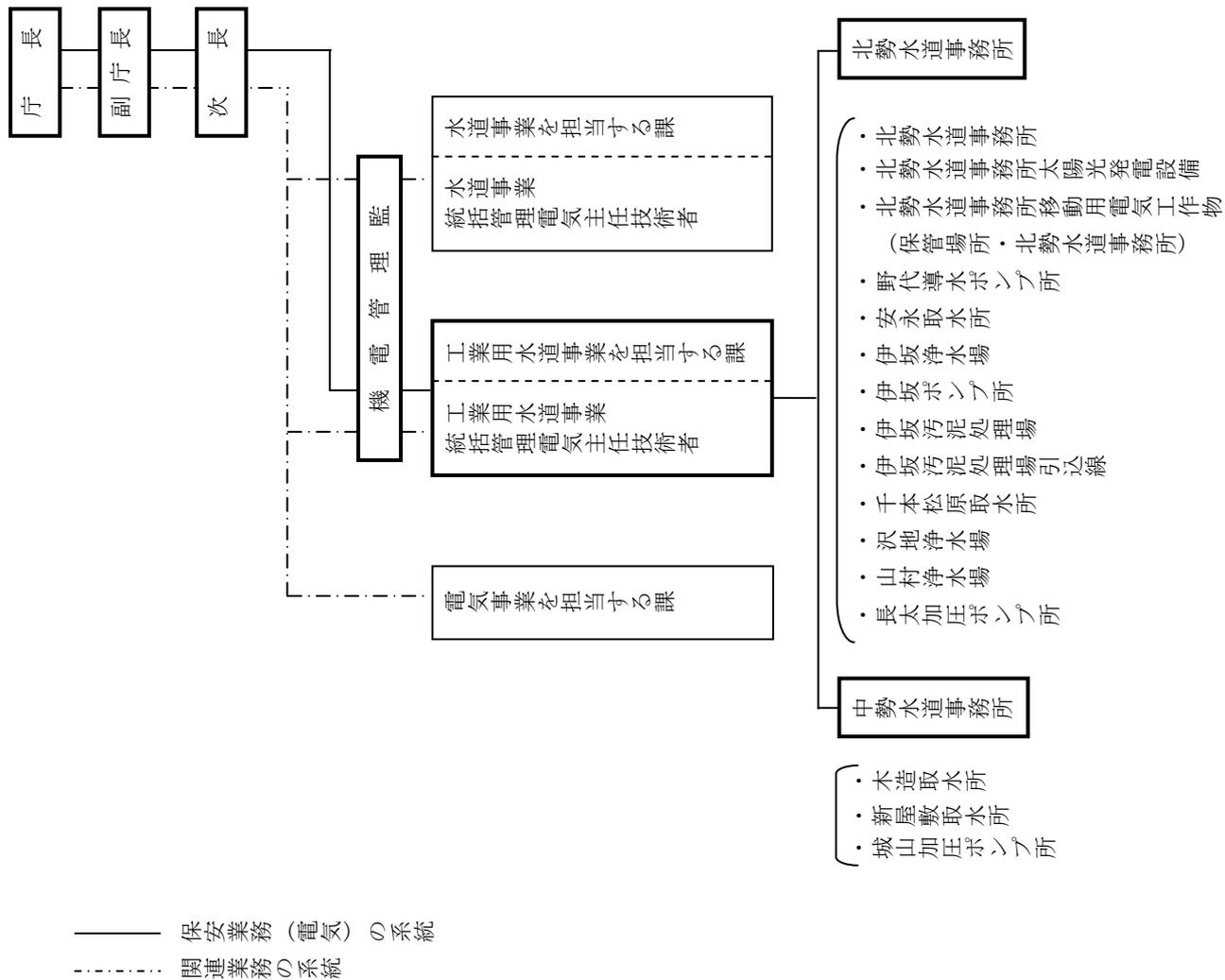
三重県企業庁管理規程第二号

三重県工業用水道事業保安規程の一部を改正する管理規程

三重県工業用水道事業保安規程（平成十四年三重県企業庁管理規程第十六号）の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

別表第一 (第四条関係)

保安業務に関する組織



別表第一北勢水道事務所の項中「17 多度浄水場に関すること。」を削る。

附 則

この管理規程は、平成三十年四月一日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県病院事業庁長 長谷川 耕 一

三重県病院事業庁管理規程第二号

三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁会計規程（平成十九年三重県病院事業庁管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項中「に預り金等を添えて、」を「を」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 納入義務者は、預り金等を納付しようとするときは、企業出納員に納付するものとする。ただし、所属長は納入義務者に納付書（第十七号様式）を交付し、取扱金融機関に納付させることができる。

第六十六条中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

様式目次中「第五十一条」の下に「第六十五条」を加える。

第十七号様式中「第51条関係」を「第51条、第65条関係」に改める。

第六十五号様式（裏）を次のように改める。

(裏)

条件

- 1 契約代金の支払時期及び方法

- 2 監督・検査

- 3 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における利息、違約金その他の損害金

- 4 危険の負担及び保証期間

- 5 かし 瑕疵担保責任

- 6 契約の変更及び解除

- 7 売掛債権の例外措置

- 8 紛争の解決方法

- 9 その他契約の履行に必要な事項

附 記

りの種別を「介護」から「介護・福祉」に変更する。

告 示

三重県告示第 201 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
山崎外科内科	伊勢市楠部町乙 77	医療法人社団愛敬会	伊勢市楠部町乙 77	平成 30 年 1 月 1 日	通所リハビリテーション
山崎外科内科	伊勢市楠部町乙 77	医療法人社団愛敬会	伊勢市楠部町乙 77	平成 30 年 1 月 1 日	介護予防通所リハビリテーション

三重県告示第 202 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
訪問看護ステーション「ハイジ」	株式会社エンジェルハイジ	訪問看護	所在地	松阪市嬉野中川町 832-1 ベルリード嬉野 105 号	松阪市嬉野中川町 40 番 4 号	平成 29 年 10 月 1 日
訪問看護ステーション「ハイジ」	株式会社エンジェルハイジ	介護予防訪問看護	所在地	松阪市嬉野中川町 832-1 ベルリード嬉野 105 号	松阪市嬉野中川町 40 番 4 号	平成 29 年 10 月 1 日

三重県告示第 203 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
内田 真智子	接骨院 ママリらくちくさ	三重郡菰野町大字千草 1898 番地	平成 30 年 2 月 1 日
南出 公彦	門道鍼灸院	松阪市西町 2546	平成 30 年 2 月 3 日
林 健治	松阪こた堂接骨院	松阪市西之庄町 229-8	平成 30 年 3 月 1 日

三重県告示第 204 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
山崎外科内科	伊勢市楠部町乙 77	医療法人社団愛敬会	伊勢市楠部町乙 77	平成 30 年 1 月 1 日	通所リハビリテーション
山崎外科内科	伊勢市楠部町乙 77	医療法人社団愛敬会	伊勢市楠部町乙 77	平成 30 年 1 月 1 日	介護予防通所リハビリテーション

三重県告示第 205 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
訪問看護ステーション「ハイジ」	株式会社エンジェルハイジ	訪問看護	所在地	松阪市嬉野中川町 832-1 ベルリード嬉野 105 号	松阪市嬉野中川町 40 番 4 号	平成 29 年 10 月 1 日
訪問看護ステーション「ハイジ」	株式会社エンジェルハイジ	介護予防訪問看護	所在地	松阪市嬉野中川町 832-1 ベルリード嬉野 105 号	松阪市嬉野中川町 40 番 4 号	平成 29 年 10 月 1 日

三重県告示第 206 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
内田 真智子	接骨院 ママリらくちくさ	三重郡菰野町大字千草 1898 番地	平成 30 年 2 月 1 日
南出 公彦	門道鍼灸院	松阪市西町 2546	平成 30 年 2 月 3 日
林 健治	松阪こた堂接骨院	松阪市西之庄町 229-8	平成 30 年 3 月 1 日

三重県告示第 207 号

養鶏振興法（昭和 35 年法律第 49 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をしました。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

登録番号	登録年月日	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及び所在地
29-3	平成 30 年 3 月 12 日	株式会社 森孵卵場 中部支店 支店長 棚町 義典 いなべ市北勢町麻生田字麻野 3213 番地の 1	株式会社 森孵卵場 中部支店 いなべ市北勢町麻生田字麻野 3213 番地の 1

三重県告示第 208 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 の規定に

において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は択伐とする。（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 209 号

漁港管理者の指定の一部を改正する告示をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

漁港管理者の指定の一部を改正する告示

漁港管理者の指定（昭和二十七年三重県告示第 504 号）の一部を次のように改正する。

- 「大 淀 二 多気郡明和町大淀 伊勢市東大淀町」を
「大 淀 一 多気郡明和町大淀 明和町」に改める。
伊勢市東大淀町

附 則

この告示は、平成三十年三月三十一日から施行する。

三重県告示第 200 号

漁港管理者の指定の一部を改正する告示をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

漁港管理者の指定の一部を改正する告示

漁港管理者の指定（昭和二十八年三重県告示第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

「奈屋浦 一 度会郡鶴倉村大字奈屋浦 鶴倉村」を「奈屋浦 一 度会郡南伊勢町奈屋浦 三重県」に改める。

附 則

この告示は、平成三十年三月二十一日から施行する。

三重県告示第 211 号

先に指定した漁港管理者を次のように変更します。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

漁港名	種類		所在地	管理者		旧告示年月日 番号
	旧	新		旧	新	
答志	第一種漁港	第二種漁港	鳥羽市答志町	鳥羽市	三重県	昭和 31 年 1 月 4 日 三重県告示第 1 号

附 則

この告示は、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。

三重県告示第 212 号

先に指定した漁港管理者を次のように変更します。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

漁港名	種類	所在地	管理者		旧告示年月日 番号
			旧	新	
阿曾浦	第一種漁港	度会郡南伊勢町阿曾浦・道方	三重県	南伊勢町	昭和 31 年 9 月 13 日 三重県告示第 633 号

附 則

この告示は、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。

三重県告示第 213 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エーコープ青山店
伊賀市阿保 464 番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
伊賀南部農業協同組合	名張市夏見 96 番地	辻村 和郎

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名

株式会社エーコーブ近畿	大阪府高槻市番田一丁目 51 番 1 号	岩重 正志
株式会社ジェイエイサービス伊賀南部	伊賀市阿保 475 番	辻村 和郎

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成 30 年 11 月 2 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,469 m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位置
駐車場	88 台	縦覧による
合 計	88 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位置
駐輪場	19 台	縦覧による
合 計	19 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設 1	50 m ²	縦覧による
荷さばき施設 2	75 m ²	縦覧による
合 計	125 m ²	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容量	位置
廃棄物保管施設 1	20.0 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	5.6 m ³	縦覧による
合 計	25.6 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社エーコーブ近畿	午前 8 時	午後 10 時
株式会社ジェイエイサービス伊賀南部	午前 9 時	午後 7 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	午前 7 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2 箇所	縦覧による

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	午前 6 時から午後 10 時まで
荷さばき施設 2	

7 届出の日

平成 30 年 3 月 1 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 30 年 3 月 23 日から同年 7 月 23 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 214 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリパワー明和店本館

多気郡明和町大字有爾中宇五反田 165 番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	捧 雄一郎

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	捧 雄一郎

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成 30 年 11 月 3 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,334 m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	132 台	縦覧による
合 計	132 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	22 台	縦覧による
合 計	22 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	72.00 m ²	縦覧による
合 計	72.00 m ²	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設	43.20 m ³	縦覧による
合 計	43.20 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前 7 時	午後 9 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	午前6時30分から午後9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	縦覧による

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前6時から午後10時まで

7 届出の日

平成30年3月2日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

平成30年3月23日から同年7月23日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成30年3月23日

三重県知事 鈴木英敬

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 星川西別所線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
桑名市大字西別所字石曾根 2285 番 1 地先 から 桑名市大字蓮花寺字馬喰谷 1115 番 2 地先 まで	旧	11.50~60.00	913.40
	新	11.70~61.80	913.40

第2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大山田芸濃線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市芸濃町雲林院字竹之内 675 番 4 地先 から 津市芸濃町雲林院字竹之内 733 番 2 地先 まで	旧	4.30~14.50	51.40
	新	4.40~35.10	51.40

第3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 相鹿瀬大台線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町柳原字川口 1218 番 1 地先 から 多気郡大台町柳原字川口 1231 番 1 地先 まで	旧	12.70~37.10	146.10
	新	10.30~26.30	146.10

第4

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 368号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル

伊賀市山出字岩ヶ谷 1573 番 1 地先 から 伊賀市山出字上山田 2092 番 3 地先 まで	旧	22.05～29.45	196.30
	新	25.70～39.80	196.30

第 5

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 422 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
北牟婁郡紀北町東長島字福岩 1200 番 2 地先 から 北牟婁郡紀北町東長島字宮ノ前 966 番 5 地先 まで	旧	5.70～34.00	1,225.00
	旧新	17.00～80.00	937.60

三重県告示第 216 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 477 号	三重郡菰野町大字菰野字小岳 8495 番 8 地先 から 三重郡菰野町大字菰野字青瀧北岨 8496 番 1 地先 まで	平成 30 年 3 月 23 日
県道 桑名四日市線	三重郡川越町大字亀崎新田字中新田 35 番 61 地先 から 三重郡川越町大字亀崎新田字中新田 37 番 42 地先 まで	平成 30 年 3 月 30 日
県道 桑名四日市線	三重郡川越町大字亀崎新田字中新田 36 番 10 地先 から 三重郡川越町大字亀崎新田字中新田 36 番 9 地先 まで	平成 30 年 3 月 30 日
県道 湯の山温泉線	三重郡菰野町大字千草字東江野 7045 番 34 地先 から 三重郡菰野町大字千草字東江野 7045 番 65 地先 まで	平成 30 年 4 月 4 日
県道 大山田芸濃線	津市芸濃町雲林院字竹之内 675 番 4 地先 から 津市芸濃町雲林院字竹之内 733 番 2 地先 まで	平成 30 年 4 月 2 日

三重県告示第 217 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、淀川水系木津川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県伊賀建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 218 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、淀川水系服部川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県伊賀建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 219 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、淀川水系柘植川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県伊賀建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 220 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
和田南-1	熊野市五郷町和田 (詳細は次の図のとおり)	土石流
地儀谷	熊野市大泊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
鍋割川	熊野市大泊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
大吹川	熊野市大泊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 221 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井ノ谷	度会郡南伊勢町下津浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流
ウシコシ-2	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流
ヲガタ	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流
宿浦川-1	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流
宿浦川-2	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流
ショウガ谷	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流

古多谷川	度会郡南伊勢町新桑竈 (詳細は次の図のとおり)	土石流
寺谷川(1)	度会郡南伊勢町棚橋竈 (詳細は次の図のとおり)	土石流
楠江川-1	度会郡南伊勢町棚橋竈 (詳細は次の図のとおり)	土石流
栃木川	度会郡南伊勢町栃木竈 (詳細は次の図のとおり)	土石流
薄木谷川	度会郡南伊勢町小方竈 (詳細は次の図のとおり)	土石流
寺谷川(3)	度会郡南伊勢町小方竈 (詳細は次の図のとおり)	土石流
方座川	度会郡南伊勢町方座浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流
小方竈 3	度会郡南伊勢町小方竈 (詳細は次の図のとおり)	土石流
宿浦 1-7	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
宿浦 1-8	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
宿浦 1-11	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
宿浦 2-2	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
宿浦 2-3	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
宿浦 2-4	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
宿浦 2-7	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
宿浦 2-8	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
宿浦 3-2	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
宿浦 3-6	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
宿浦 3-7	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び南伊勢町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 222 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
桑原谷 1-2	南牟婁郡御浜町上野 (詳細は次の図のとおり)	土石流
向地 1	南牟婁郡御浜町上野 (詳細は次の図のとおり)	土石流
向地 2	南牟婁郡御浜町上野 (詳細は次の図のとおり)	土石流

鳥ヶ下谷	南牟婁郡御浜町川瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流
------	---------------------------	-----

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 223 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
西畑谷支川	亀山市関町新所 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上野垣内	亀山市阿野田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥南 1	亀山市管内町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥南 2	亀山市管内町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥南 3	亀山市管内町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿野田 2	亀山市阿野田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿野田 3	亀山市阿野田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山下	亀山市山下町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
和賀 1	亀山市和賀町、天神 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
和賀 2	亀山市和賀町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
和賀 3	亀山市和賀町、天神 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
楠平尾 1	亀山市楠平尾町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
楠平尾 2	亀山市楠平尾町、安知本町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮の垣内	亀山市安知本町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三寺	亀山市三寺町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中庄	亀山市中庄町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上古屋	亀山市下庄町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下庄出屋	亀山市下庄町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿野田 4	亀山市阿野田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿野田 5	亀山市阿野田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

中野 1	亀山市菅内町、阿野田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下庄 1	亀山市阿野田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安知本町	亀山市天神 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木下 1	亀山市木下町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山下 2	亀山市山下町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
天神 2	亀山市天神 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
和賀 10	亀山市和賀町、天神 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東御座 4	亀山市阿野田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東御座 5	亀山市阿野田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二本松 1	亀山市阿野田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二本松 2	亀山市阿野田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下庄 5	亀山市下庄町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神向谷 2	亀山市下庄町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神向谷 3	亀山市下庄町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神向谷 4	亀山市下庄町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中庄 1	亀山市下庄町、中庄町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中庄 3	亀山市三寺町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安知本町 22	亀山市三寺町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安知本町 23	亀山市安知本町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下庄 24	亀山市下庄町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下庄 29	亀山市下庄町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下庄出屋 1	亀山市下庄町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下庄出屋 2	亀山市下庄町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下庄出屋 3	亀山市下庄町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久我 2	亀山市関町新所 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下庄 28	亀山市下庄町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山下 3	亀山市山下町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

和賀 4	亀山市和賀町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野村 14	亀山市野村町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東御座 3	亀山市阿野田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿野田 6	亀山市阿野田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菅内 4	亀山市菅内町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下庄 15	亀山市下庄町、中庄町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下庄 20	亀山市下庄町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三寺 5	亀山市三寺町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山下 8	亀山市山下町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、鈴鹿建設事務所及び亀山市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 224 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条に規定する衝撃に関する事項
大井北谷	熊野市五郷町大井谷 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大井東谷	熊野市五郷町大井谷 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大井谷 2	熊野市五郷町大井谷 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大井谷 1	熊野市五郷町大井谷 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大井谷 5	熊野市五郷町大井谷 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
和田南-2	熊野市五郷町和田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
神木川	熊野市五郷町和田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
和田中谷	熊野市五郷町和田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大壺谷川	熊野市五郷町和田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西谷川-1	熊野市五郷町和田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西谷川-2	熊野市五郷町和田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西谷川-3	熊野市五郷町和田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

栃谷-1	熊野市五郷町和田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
栃谷-2	熊野市五郷町和田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
尻無谷	熊野市五郷町和田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
和田北谷	熊野市五郷町和田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
品ノ谷	熊野市大泊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大泊町 2	熊野市大泊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宮川支川-1	熊野市大泊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宮川支川-2	熊野市大泊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宮川支川-3	熊野市大泊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大泊町 8	熊野市大泊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大泊川	熊野市大泊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大泊町 9	熊野市大泊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大井谷Ⅱ-6	熊野市五郷町大井谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大井谷Ⅱ-1	熊野市五郷町大井谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大井谷Ⅱ-2	熊野市五郷町大井谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大井谷Ⅱ-3	熊野市五郷町大井谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大井谷Ⅱ-4	熊野市五郷町大井谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大井谷Ⅱ-5	熊野市五郷町大井谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
和田 3	熊野市五郷町和田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
和田 4	熊野市五郷町和田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
和田Ⅰ-3	熊野市五郷町和田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
和田Ⅱ-3	熊野市五郷町和田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
和田Ⅱ-4	熊野市五郷町和田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
和田Ⅱ-5	熊野市五郷町和田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大泊	熊野市大泊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大泊町Ⅰ-2	熊野市大泊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大泊町Ⅱ-1	熊野市大泊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

大泊Ⅱ-1	熊野市大泊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大泊Ⅱ-2	熊野市大泊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大泊町Ⅲ-3	熊野市大泊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大泊町Ⅲ-4	熊野市大泊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大泊町Ⅲ-5	熊野市大泊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 225 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
上田辺	玉城町上田辺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
玉川	玉城町玉川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
原 1	玉城町原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
原 2	玉城町原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び玉城町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 226 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
木谷川	度会郡南伊勢町木谷 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
タキガハマ	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ウシコシ-1	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ミヤモリ	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ヤケダニ(2)-1	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ヤケダニ(2)-2	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

ヤケダニ(1)	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宿浦 1	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
坂ノ谷川	度会郡南伊勢町新桑竈 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中山川	度会郡南伊勢町棚橋竈 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
猪谷川-1	度会郡南伊勢町棚橋竈 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
猪谷川-2	度会郡南伊勢町棚橋竈 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
楠江川-2	度会郡南伊勢町棚橋竈 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
真尺谷川	度会郡南伊勢町小方竈 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
姥ヶ谷川	度会郡南伊勢町小方竈 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
塚間川	度会郡南伊勢町方座浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
棚橋竈	度会郡南伊勢町棚橋竈 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
栃木竈	度会郡南伊勢町栃木竈 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宿浦 1-1	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 1-2	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 1-3	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 1-4	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 1-5	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 1-6	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 1-9	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 1-10	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 2-1	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 2-5	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 2-6	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 2-9	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 2-10	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 2-11	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 2-12	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

宿浦 2-13	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 2-14	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 3-1	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 3-3	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 3-4	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 3-5	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 3-8	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 3-9	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木谷 1	度会郡南伊勢町木谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木谷 2	度会郡南伊勢町木谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下津浦 1	度会郡南伊勢町下津浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下津浦 2	度会郡南伊勢町下津浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
方座浦 1	度会郡南伊勢町方座浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小方竈 2-1	度会郡南伊勢町小方竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小方竈 2-2	度会郡南伊勢町小方竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小方竈 2-3	度会郡南伊勢町小方竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小方竈 2-4	度会郡南伊勢町小方竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小方竈 2-5	度会郡南伊勢町小方竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栃木竈 1	度会郡南伊勢町栃木竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栃木竈 2	度会郡南伊勢町栃木竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
棚橋竈 1	度会郡南伊勢町棚橋竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
棚橋竈 2	度会郡南伊勢町棚橋竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新桑竈 1-1	度会郡南伊勢町新桑竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新桑竈 1-2	度会郡南伊勢町新桑竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新桑竈 1-3	度会郡南伊勢町新桑竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新桑竈 1-4	度会郡南伊勢町新桑竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 4	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

宿浦 5	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下津浦 3	度会郡南伊勢町下津浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木谷 3	度会郡南伊勢町木谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 6	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 7	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 8	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 9	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下津浦 8	度会郡南伊勢町下津浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 10	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下津浦 4	度会郡南伊勢町下津浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下津浦 5	度会郡南伊勢町下津浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下津浦 6	度会郡南伊勢町下津浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下津浦 7	度会郡南伊勢町下津浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小方竈 6	度会郡南伊勢町小方竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小方竈 1	度会郡南伊勢町小方竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小方竈 2	度会郡南伊勢町小方竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小方竈 3	度会郡南伊勢町小方竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小方竈 4	度会郡南伊勢町小方竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 11	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小方竈 5	度会郡南伊勢町小方竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下津浦 9	度会郡南伊勢町下津浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木谷 4	度会郡南伊勢町木谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木谷 5	度会郡南伊勢町木谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 12	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 15	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 16	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木谷 6	度会郡南伊勢町木谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

下津浦 10	度会郡南伊勢町下津浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
棚橋竈 3	度会郡南伊勢町棚橋竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
棚橋竈 4	度会郡南伊勢町棚橋竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
棚橋竈 5	度会郡南伊勢町棚橋竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
棚橋竈 6	度会郡南伊勢町棚橋竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
棚橋竈 7	度会郡南伊勢町棚橋竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栃木竈 3	度会郡南伊勢町栃木竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栃木竈 4	度会郡南伊勢町栃木竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栃木竈 5	度会郡南伊勢町栃木竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小方竈 7	度会郡南伊勢町小方竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新桑竈 2	度会郡南伊勢町新桑竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下津浦 11	度会郡南伊勢町下津浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木谷 7	度会郡南伊勢町木谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下津浦 12	度会郡南伊勢町下津浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下津浦 13	度会郡南伊勢町下津浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下津浦 14	度会郡南伊勢町下津浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栃木竈 6	度会郡南伊勢町栃木竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び南伊勢町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 227 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
役所上谷	南牟婁郡御浜町上野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
桑原北谷	南牟婁郡御浜町上野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
桑原谷 1-1	南牟婁郡御浜町上野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
桑原谷 2	南牟婁郡御浜町上野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

下地 2	南牟婁郡御浜町上野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下地 3	南牟婁郡御浜町上野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
コブ山谷-1	南牟婁郡御浜町川瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
コブ山谷-2	南牟婁郡御浜町川瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
コブ山谷-3	南牟婁郡御浜町川瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
舟木地 2-1	南牟婁郡御浜町栗須 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
舟木地 2-2	南牟婁郡御浜町栗須 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
金堀 1	南牟婁郡御浜町上野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 1	南牟婁郡御浜町上野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 2	南牟婁郡御浜町上野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 3	南牟婁郡御浜町上野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 4	南牟婁郡御浜町上野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 5	南牟婁郡御浜町上野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野頭 1	南牟婁郡御浜町上野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 6	南牟婁郡御浜町上野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 7	南牟婁郡御浜町上野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野頭 2	南牟婁郡御浜町上野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 8	南牟婁郡御浜町上野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 9	南牟婁郡御浜町上野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
家助 4	南牟婁郡御浜町上野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
家助 2	南牟婁郡御浜町上野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
金堀 2	南牟婁郡御浜町上野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
家助 3	南牟婁郡御浜町上野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
家助 5	南牟婁郡御浜町上野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川瀬 1	南牟婁郡御浜町川瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川瀬 2	南牟婁郡御浜町川瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川瀬 3	南牟婁郡御浜町川瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

川瀬 4	南牟婁郡御浜町川瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川瀬 5	南牟婁郡御浜町川瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下地 1	南牟婁郡御浜町栗須 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平野地 1	南牟婁郡御浜町栗須 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平野地 2	南牟婁郡御浜町栗須 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栗須 1	南牟婁郡御浜町栗須 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栗須 2	南牟婁郡御浜町栗須 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下地 3	南牟婁郡御浜町栗須 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下地 2	南牟婁郡御浜町栗須 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 228 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施行者の名称
鈴鹿市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
鈴鹿都市計画道路事業
3・3・51 号 汲川原橋徳田線
- 3 事業施行期間
平成 30 年 3 月 23 日から平成 37 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
三重県鈴鹿市平野町字石丸、国府町字石丸、国府町字三本松、国府町字三ツ子地内
 - (2) 使用の部分
なし

訓 令

三重県訓令第 1 号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県法令審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 30 年 3 月 23 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県法令審査会規程の一部を改正する訓令
三重県法令審査会規程（昭和38年三重県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

別表中「健康福祉部健康福祉総務課長」を「医療保健部医療保健総務課長
子ども・福祉部子ども・福祉総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

三重県訓令第 2 号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県電子署名の実施に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 30 年 3 月 23 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県電子署名の実施に関する訓令の一部を改正する訓令

三重県電子署名の実施に関する訓令（平成 15 年三重県訓令第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表中 「 | 健康福祉部健康福祉総務課長 | 」を 「 医療保健部医療保健総務課長
子ども・福祉部子ども・福祉総務課長 」に改める。

附 則

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

三重県訓令第 3 号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 30 年 3 月 23 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令

三重県公文書管理規程（平成 18 年三重県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 その 1 の表中「健康福祉部医療対策局長、健康福祉部子ども・家庭局長、環境生活部廃棄物対策局長、地域連携部スポーツ推進局長」を「環境生活部廃棄物対策局長、地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長」に、

「
部（局）長
健康福祉部医療対策局長
健康福祉部子ども・家庭局長
環境生活部廃棄物対策局長
地域連携部スポーツ推進局長
地域連携部南部地域活性化局長
雇用経済部観光局長
」を 「
部（局）長
環境生活部廃棄物対策局長
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長
地域連携部南部地域活性化局長
雇用経済部観光局長
」に改める。

別表第 2 中「健康福祉部（健福）」を「医療保健部（医保）
子ども・福祉部（子福）」に改める。

附 則

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

（「次のとおり」は省略し、当該計画を三重県農林水産部担い手支援課に備え置いて縦覧に供します。）

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社 種村牧場	いなべ市藤原町大貝戸 2496-1	いなべ市藤原町本郷字三田 972 ほか 11 筆
農事組合法人 東貝野良質米営農組合	いなべ市北勢町東貝野 950-1	いなべ市北勢町東貝野字上田 1629 ほか 2 筆
農業屋ファーム株式会社	松阪市岡山町 130	津市香良洲町八反田 774-1 ほか 3 筆
農事組合法人 西肥留営農組合	松阪市西肥留町 170 番地	松阪市西肥留町字東浦 223
株式会社 南張農産	志摩市浜島町南張 2317	志摩市浜島町南張細越 2004 ほか 54 筆
農事組合法人 あぐりびあ伊賀	伊賀市才良 1891-1	伊賀市才良東浦 1862 ほか 3 筆
株式会社 芭蕉農産	伊賀市山畑 1695	伊賀市山畑向田 5040 ほか 20 筆
山下 行信	伊賀市山畑 1510	伊賀市山畑瀧ヶ口 3092 ほか 12 筆
農事組合法人 ひじきファーム	伊賀市比自岐 2894	伊賀市比自岐穴桑 3909 ほか 13 筆
有限会社 すぎもと農園	南牟婁郡御浜町神木 394	南牟婁郡御浜町神木山田 2710 ほか 10 筆
有限会社 御浜柑橘	南牟婁郡御浜町下市木 3567	南牟婁郡御浜町阿田和平見 6126-13 ほか 6 筆
榎本 若典	南牟婁郡御浜町阿田和 6400	南牟婁郡御浜町阿田和長坂 6764 ほか 1 筆
菊山 竜二	南牟婁郡御浜町下市木 2854	南牟婁郡紀宝町井田竹ノ元 732-3 ほか 3 筆

2 農用地利用配分計画の認可日

平成 30 年 3 月 23 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項及び同法第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から監事及び清算人の退任の届出がありました。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

丹生土地改良区（多気郡多気町丹生 1798-3）

退任監事

多気郡多気町丹生 1616

川 口 傑

〃 〃 〃 1816

中 野 敏 夫

退任清算人

多気郡多気町丹生 1628

中 村 豊 實

〃 〃 〃 2103

中 西 和 久

〃 〃 〃 1588

中 西 敬

〃 〃 〃 1104

橋 本 寛 明

〃 〃 〃 1623-1

坂 口 敏 幸

〃 〃 〃 1085

松 井 直 之

〃 〃 〃 1042-1

岡 田 昇

〃 〃 〃 2177

細 川 亮

〃 〃 〃 2458

東 本 友 治

〃 〃 〃 1714-1

長谷川 正 明

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 4 条第 7 項の規定により、三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更しましたので、同条第 10 項において準用する同条第 5 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

変更前

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の平成29年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成29年7月から平成30年6月まで	若干
まあじ	平成29年1月から12月まで	5,000トン
まいわし	平成29年1月から12月まで	63,000トン
まさば及びごまさば	平成29年7月から平成30年6月まで	53,000トン
するめいか	平成29年4月から平成30年3月まで	若干

第1種特定海洋生物資源の平成30年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成30年7月から平成31年6月まで	(注)
まあじ	平成30年1月から12月まで	若干
まいわし	平成30年1月から12月まで	76,000トン
まさば及びごまさば	平成30年7月から平成31年6月まで	(注)
するめいか	平成30年4月から平成31年3月まで	(注)

(注) さんま、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

変更後

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の平成29年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成29年7月から平成30年6月まで	若干
まあじ	平成29年1月から12月まで	5,000トン
まいわし	平成29年1月から12月まで	63,000トン
まさば及びごまさば	平成29年7月から平成30年6月まで	53,000トン
するめいか	平成29年4月から平成30年3月まで	若干

第1種特定海洋生物資源の平成30年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成30年7月から平成31年6月まで	(注)
まあじ	平成30年1月から12月まで	若干
まいわし	平成30年1月から12月まで	76,000トン
まさば及びごまさば	平成30年7月から平成31年6月まで	(注)
するめいか	平成30年4月から平成31年3月まで	若干

(注) さんま並びにまさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、津市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成30年3月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画地区計画

豊が丘地区地区計画

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、四

日南市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 30 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
四日市都市計画地区計画
小林地区地区計画
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
